

渋川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成21年3月1日

告示第55号

（目的）

第1条 この告示は、渋川市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合の手続等について定めるとともに、介護保険サービス又は障害者福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）の適切な利用の観点から、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

（審判請求の対象者）

第2条 市長による審判請求の対象者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、本人又は親族等による成年後見等開始等の審判申立てが見込まれないものとする。

（1） 次のいずれかに該当する者

- ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住所等が記録されている者
- イ 本市が法令の規定により援護を行っている者
- ウ その他市長による審判請求が適当であると認められる者

（2） 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- イ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者

ウ 配偶者及び2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者

エ 配偶者及び2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者

オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市長が判断する者

2 前項第1号イに該当する者は、次のとおりとする。

(1) 本市が生活保護の実施機関である被保護者

(2) 老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項、知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条の規定により本市が入所施設の措置権者となっている者

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定による本市の被保険者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定により本市の支給決定を受けた者

（審判請求の検討事項）

第3条 市長は、審判請求を行うに当たり、以下に掲げる事項を総合的に検討するものとする。

(1) 本人の事理を弁識する能力の程度

(2) 本人の配偶者及び2親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性

(3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み

(4) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

(5) その他本人の福祉を図るために検討すべき事項

（審判請求の決定）

第4条 審判請求に関する決定は、市長が行う。

（審判請求の手續）

第5条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續きは

、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求に要する費用の負担）

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第7条 市長は、審判請求費用に関し、本人が負担すべき特別の事情があると判断したときは、市長が負担した審判請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項に規定する費用の負担を命ずる審判（以下「費用負担命令」という。）を促す上申を、当該審判を管轄する家庭裁判所に対して行うものとする。

2 前項の規定による上申により本人に対して費用負担命令がなされた場合、市長は、審判請求費用を審判申立て費用請求書（様式第1号）により、本人に対して求償するものとする。

（費用の助成）

第8条 市長は、第4条の規定に基づく審判請求により成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）が選任された場合であり、かつ、本人が次の各号のいずれにも該当する場合、その報酬費用の一部又は全部を助成できるものとする。ただし、後見人等への報酬費用の助成金は家庭裁判所が決定する報酬付与額の範囲内とし、別表の額を上限とする。

（1） 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市に住所等が記録されている者

イ 本市が法令の規定により援護を行っている者

ウ その他市長による助成が適当であると認められる者

（2） 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者

イ 住民税非課税世帯の者で、助成がなければ後見人等の報酬を支払う

ことが困難であると市長が認めたもの

- 2 市長は、市長以外の者が審判請求を行う場合であって、かつ、本人が次の各号のいずれにも該当する場合、審判請求費用及び当該審判請求により後見人等が選任された場合の当該後見人等に対する報酬費用の一部又は全部を助成できるものとする。ただし、後見人等への報酬費用の助成額は家庭裁判所が決定する報酬付与額の範囲内とし、別表の額を上限とする。

(1) 前項第1号のいずれかに該当する者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法の規定に基づく被保護者である者

イ 住民税非課税世帯の者で、助成がなければ成年後見制度の利用又は後見人等の報酬を支払うことが困難であると市長が認めたもの

- 3 第1項第1号イに該当する者は、第2条第2項の例による。

(助成金の申請等)

第9条 前条第2項の審判請求費用を負担する者及び同条各項による報酬費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、審判請求費用に係る助成については後見開始等の審判が確定した日から、報酬費用に係る助成については報酬付与の審判が確定した日から、それぞれ起算して12月以内に、成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書（様式第2号）を市長に申請することができる。

- 2 前項の申請は、代理権を有する後見人等が、本人を代理することを妨げない。なお、報酬費用の助成を受けようとする本人が死亡したときは、その後見人等が、前項の申請が行えるものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により申請書を受理したときは、内容を審査の上、予算の範囲内で助成金の額を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知の上、申請者が指定した口座に助成金を振り込むものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が報酬費用の助成を受けようとする場合で、後見人等による家庭裁判所に対する後見等事務の定期報告がなされないときは、助成金を交付しない。

(助成金の返還)

第 10 条 市長は、前条による申請に偽りその他不正な手段が認められたとき若しくは後見人等による不適当な行為があったときは、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補足）

第 11 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（渋川市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱等の廃止）

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1） 渋川市成年後見制度に係る市長による審判の請求手続等に関する要綱（平成 19 年渋川市告示第 161 号）

（2） 渋川市認知症高齢者等成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 18 年渋川市告示第 51 号）

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

対象者の居住場所	助成金額（月額）
在宅	28,000 円
施設	18,000 円

備考 1月に満たない期間があるときは日割りの額とし、その額に1円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てる。

年 月 日

様

渋川市長

印

審判申立て費用請求書

年（家）第 号の成年後見開始事件について、審判請求に係る申立て手続費用を本市が負担しておりますが、別添のとおり家事事件手続法第28条第2項の規定に基づき、費用負担命令があなたに対して出されましたので、別添納入通知書（納付書）により 年 月 日までに納付してください。

記

- 1 申立て対象者 氏 名
住 所
- 2 申 立 人 渋川市長
- 3 手続費用 _____円

（内訳） 収入印紙代_____円

登記印紙代_____円

郵便切手代_____円

診 断 書 料_____円

鑑 定 代_____円

渋川市長 様

成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

成年後見制度利用支援事業助成金について、渋川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金支給の審査に当たり、市が公簿等により住民情報、課税状況、生活保護受給状況等を調査・確認することに同意します。

1 申請額	☐ 審判請求費用	・収入印紙代 _____ 円 ・郵便切手代 _____ 円	・診断書料 _____ 円 ・鑑定代 _____ 円
	☐ 後見人等への報酬	_____ 円	
2 申請者	住 所		
	(フリガナ) 氏 名		
	電話番号		
	助成対象者との関係	☐ 本人 ☐ 代理人（法定後見の種類： _____ ）	
3 助成対象者 (被成年後見人等)	住 所		
	(フリガナ) 氏 名		
	電話番号		
4 申請理由			
5 添付書類	☐ 報酬付与の審判書謄本の写し※ ☐ 報酬付与の審判に際し家庭裁判所に提出した報告書等の写し※ ☐ 領収書の写し等必要経費の分かるもの ☐ その他市長が必要と認める書類		

※ 後見人等への報酬の助成を申請する場合に添付してください。審判請求費用の助成のみを申請する場合は不要です。

助成金の交付が決定した場合、下記の口座に助成金をお振り込みください。

振込口座	金融機関名		支 店 名	
	口 座 番 号	普通・当座 No.	(フリガナ) 名 義 人	

年 月 日

様

渋川市長

印

成年後見制度利用支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり交付することを決定したので、渋川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 申請者 氏 名

住 所

2 助成対象者 氏 名

住 所

3 助成額 _____ 円

4 注意事項

本人又は後見人等が、次の行為をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

（1）偽りその他不正な手段により助成の決定又は助成金の交付を受けたとき。

（2）後見人等として不適当な行為があったとき。

この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。